

令和元年度第2回政務活動費のあり方検討会 議事録

日時 令和元年9月24日(火)

午後1時26分～午後2時52分

場所 議事堂 8階 第4委員会室

出席者

・検討会委員

久保大憲、松井邦人、金谷幸則、木下章広、押田大祐、
江西照康、高田真里、高道秋彦、島 隆之、東 篤、
金井毅俊、大島 満、橋本雅雄、佐藤則寿、赤星ゆかり、
村上和久

・事務局

事務局長、理事(事務局次長)、参事(庶務課長)、
庶務課副主幹、主査

・傍聴人(一般)

1人

・報道関係

議事録

※発言を一部整理して掲載しています…議会事務局

座長

それでは、おそろいですので、ただいまから、政務活動費のあり方検討会を開会いたします。
まず、本検討会の傍聴について、本日1名から傍聴の申込みがありましたので、これを許可いたします。

本日は、報道機関より、テレビカメラ等の撮影の申し出がありますので、許可いたします。

また、本日の議事録の署名委員に、押田委員、金井委員を指名いたします。

ここで、本日の協議事項に入る前に、当政務活動費のあり方検討会の座長として、改めてその構成員についてお諮りしたいと思います。

この件につきましては、7月1日の令和元年度第1回のあり方検討会におきまして、運用指針を全会派にひとしく適用するためには、全会派一致を原則とすることから、その構成員は全会派から選出することとし、新たに2会派を加えることを決定いたしました。

しかしながら、その7月1日、創政改拓の木下氏については、議会事務局に無断で立入り、女性職員の机上进行物色する行為をしていたことを認め、7月3日には市議会の全会派が一致して議員辞職を促す糾弾決議を突きつけることに至りました。

複数の女性職員の携帯電話に迷惑メールを頻繁に送っていたことなども含め、木下氏の余りにも愚劣な行為に対して、私は強い憤りを抑えることはできません。

くしくも、前回、私は二度と市民を悲しませるようなことがあってはならないとの思いから、議員各位の皆様には議員の品格をみずから問い、資質の向上を目指し、お力添えをお願いいたしました。

ここで改めて、木下氏をこの検討会の構成員にするのかについて再協議をしたいと思います。

私は、本来であれば、木下氏は既に速やかに議員を辞職しており、構成員としてここに存在することはあり得ないと考えております。

さらに、9月3日には、選挙民の声を代弁する代理人として辞職勧告決議を提案・可決したにもかかわらず、いまだに辞職をしていない行為こそが、人間として恥すべき行動を平気で行う、いわゆる破廉恥行為と断ぜざるを得ません。

私の思いのほんの一端を述べさせていただきました。木下氏は、当検討会の構成員としてふさわしいのかどうかも含めて、議員各位の御意見をお聞かせください。

押田委員

今、座長が非常に怒りを持ったお言葉を発せられましたけれども、私も同様であります。私なりの意見、そして自民党会派なりの意見を述べさせていただきます。

今おっしゃられたとおり、木下委員は6月議会最終日に、議員としてあるまじき行動として辞職を促す糾弾決議案、そして9月定例会初日は、この糾弾決議の重さに向き合おうとせず、議員を継続する意思を示すなど、看過し得ない状況であると指摘されて、議員辞職勧告決議案が提出され、双方とも出席議員の全員の賛成により、可決・成立されております。

そもそもこういったことが起こったというのは、木下氏の不祥事によるものです。

6月25日の代表者会議の後、木下氏への囲み取材の中で、興味本位でやったという発言があったとテレビで見ました。まるで興味本位であれば、出来心であり、許されるのではないかというような発言であったのではないかと思います。「興味本位」という言葉は、免罪符ではありません。大きく逸脱していると思います。

その後、議員辞職をせずに継続するというインタビューもありました。「こんな私だからできる改革がある、議会改革を進める」という言葉もありました。

周りの議員から糾弾されて、議員辞職を勧められている状況の中で、一体どのような改革が進められるのか、そんな木下氏がどんな言葉を発しても、誰も耳を貸そうとはしません。その現状は認識しておられるのでしょうか。詭弁を弄するなと言いたい。

さらには、7月、8月の議員報酬はしかるべきところに寄附するという発言もありました。しかし、これは一体どうしたのか、どうなったのか、誰もわかりません。

この一件に関して、市民から激しい怒りがあることは木下氏も御存じのはずです。今なお、何をどうしたのか不明なまま、もう1カ月が過ぎようとしています。

加えて、送検されてからは、司法の判断を待つというふうに言っておられます。木下氏自身、犯行を認め、土下座までされている中で、司法の判断を待つという理由はあるのでしょうか。

みずからが非常識なことをしたというのは、自分本人が一番よく知っていることであると思います。

この一件が明るみに出て以来、私たち富山市議会議員は市民から一体どれだけのお叱りを受けているか、それは、木下氏は知っておられますでしょうか。

地域の会合は、当たり前ですけれども、会う人、出会う人、話す人、それぞれに富山市議会議員として、富山市議会としておわび申し上げると頭を下げています。それをどう感じるのでしょうか。

そして、木下氏は、議員になって叱る人がいなくなってこんなことになってしまったとおっしゃっておられま

等によって、あり方検討会の委員から外すということを決めることが法に触れることがないのかどうなのか、そこはもう一度確認はしなければならないというふうには思います。

座長 採決で決めるつもりは毛頭ございません。皆様としっかり協議をしてという思いでありますので、よろしくお願ひします。内容については、また反論も含めて後ほど述べたいと思いますが、全ての方に。

橋本委員 私たちの会派といたしましても、当然、辞職勧告決議案、これを採択した時点で木下さんを議員として認めておりません。よって、当然議場でもそうでしょうし、こういった検討会にも参加すべきではないという立場でございます。

赤星委員 全会一致で議員辞職勧告決議を可決したということは、もう議員としてアウトということを経験しているわけですから、政務活動費のあり方について議論できる状況ではないと思います。参考に申し上げますと、3年前に政務活動費の架空請求を認めた議員が議会運営委員会の委員として出ておられました。私は当時、委員外議員でしたけれども、委員外議員として発言しまして、その議員は自分で不正を認めたのだからやめるべきだということを申し上げました。そのことを申し添えておきます。

島委員 皆さんおっしゃっているとおりで、議会ができることで、総意で辞職を勧告したので、それに従っていただきたいなという思いが強くなります。

ですが、個人がそれを受け入れられず議員として務めていくということであるならば、法的には議員として残っているということになりますので、罪を憎んで人を憎まずという観点からいきますと、一人会派の皆さんがここに残るということであれば、ルールとして残すのも1つの考え方かなと思います。

座長 一応、皆様の意見を聞きましょう。

大島委員 辞職勧告を全員一致で決議しましたが、進退は本人がされることでありますが、議員の進退とあり方検討会のメンバーというのはちょっと分けて考えて、彼にも発言の機会を与えてほしいのと、このメンバーで彼が発言をしても、その意義がもうないということであれば、本人はこれに対しては身を引くべきではないかなというふうに思います。

村上委員 皆さんおっしゃっているとおり、辞職勧告決議、最高の決断をしたわけですから、それ以上申し上げることはない。今ここで薄ら笑いを浮かべている木下議員に対しては、もう何も言う気がございません。以上であります。

座長 各会派の方の意見を一応伺いました。島委員、また東委員のお話にもありましたけれども、私がもう一度皆さんに確認をしたい点は、まさに島委員がおっしゃったように、法のもとということもありますが、ルールをお互いにこの場で協議をして決めるというのがあり方検討会の元来の立場であるということをお先般も、もう一度、第1回目に当たり、事務局からの発言ということをしていただきましたけれども、元

来、この任意団体であるあり方検討会です。これはさまざま、まさに赤星委員がおっしゃったように、私も3年前に、いかに、法的に政務活動費、認められているものについて、これを法的には云々するよりも以前に、富山市議会議員として、富山市議会の総意として、表現がどう言ったらいいのかわかりませんが、いわゆるテーブルに法律があったとしたら、もっと、危ないという手前に線を引いて、みんなでお互いにルールを決めて、これ以上のことはやらない、どこよりも厳しいルールをみんな決めて、それとともに実行しようというのがあり方検討会のそもそもの立ち位置であるということを第1回目にもう一度僕は確認をさせていただいたつもりです。

要は、法で云々というのであれば、あり方検討会自体が、既に全国各地で判例等が示されるように、それに従えばいいということで、富山市議会が本当にあれほど恥ずかしい思いをした、あれほど悔しい思いをしたという市民、県民の皆さんに対して、自発的にどこまで厳しいルールを決めて、それを実践するかと。

ルールというのは、みんなで決めるというルールです。ここをしっかりともう一度確認をして、お互いにそのルールを決めるという意味で、検討会に構成員としてみんなが、本当にみんなが納得できる議論をする場にしようという思いで、もう一度これを諮りたいという思いですので、その点も踏まえていただいて、皆さんから意見を聞きたいと思っておりますので、高田さん、どうでしょうか。

高田委員

今ほどから、最初、座長が言われたとおり、市民の信頼回復に向けて、2年前、3年前のときから、市

議会議員みんな一丸となって政務活動費の新しい厳しいルールをつくって、私たちもそれにのっとって活動して、やっとここまで来たというところも一部あった中において、今回の不祥事の事件というのは、市民の皆さんが「またか」という思いで、もっと傷つき怒りを覚えていらっしゃると、私の周りでもやはりそういう声が多いです。

そして、私たちは、市民の皆様の税金によって市の運営もですけれども、私たち議員の報酬ももちろん皆さんの税金によって賄われていると、そういうことを考えますと、本当に根底にある税金というか、そういうものに対する皆さんの思いが憤りとなってあらわれるのがとても心配で、木下さんがやってこられたこと、そして今、そういうルールをこの中で厳しく決めていく中において、構成委員としては、やはり私はふさわしくないと考えております。

座長

今回の木下氏、本日の協議事項についても意見の提出の期限を設けておりました。9月6日であったにもかかわらず、9月から議会に参加をしましたがけれども、その提出の気配もない。木下氏みずから、これは市民の血税である政務活動費の運用指針を協議する委員には、おのずからふさわしくないと賢明な判断を僕はされているものと理解をしておりました。協議については当然、当検討会に一任して、その結果についても同意するというような思いであろうということを、僕は木下氏がこの提出期限を切れても参加の意思を見せないのので、この検討会の協議をみんなに一切一任するから、あとはルールを決めてあればそれに従うという思いだろうというふうに思っていました。

まさに17日に私はそのように本人に話そうと思っていたときに、実は17日の夕刻、唐突に事務局にメモを置いていかれたということであり、この点についても常識を逸脱した行為であり、残念でなりません。言いたいことは山のようにあるのですけれども、江西委員、どうでしょうか。

江西委員

佐藤座長が言われたとおり、本来、政務活動費のあり方というのは、政務活動費の条例で決められている本当のルールと、法的なものとしてはそれだけであります。私ども補選から出てきたときも、それだけ読んだら、何がよくて何が悪いのかわからなかったような次第で、その内側に立ってルールを決めているのがこの検討会で、非常にモラルが求められるところであります。

何人かの委員が糾弾の辞職勧告の決議をしたのだからと言うけれども、実際、今、私の隣に座っているわけです。結果を伴っていない以上、やはりしっかりと、そこで語尾を濁すことは、私、決して本人のためにもよくないと思うのです。本人はまだ若いですから、これから長い人生あるのに、ここで語尾を濁して半分守ろうとしたり、これは本当に本人にとってよくないことだと思います。

この検討会としてできることがあるのであれば、モラルを議論する検討会であるのであれば、やはりあり方検討会からも、選択肢があるのであれば、当然外れてもらうということ、全員で最後、語尾で断言すべきではないかなというふうに、私は全員の意見を聞いて、そう思いました。

金谷委員

冒頭、同じ会派の押田委員がおっしゃったとおりで

ありまして、まさにふさわしくないというふうに思っています。

以上です。

松井委員

基本的に皆さんと同じ意見ですが、そもそもこの方
のことについて、かれこれ10分から、もう今、何十分、話をすること自体が時間の無駄だと思っています。むしろ、本当の意味で、富山市議会がどう変わっていくかということを検討する場がこの場だと思っていますので、論外だと思っております。

座長

もう1点、つけ加えさせていただきますと、座長として、先ほども言いましたけれども、今後進行していくという立場で皆さんも考えていただきたいのですけれども、議員であることを他の誰かが認めていないものでありながらも、仮に構成員として今後認めれば、全会一致を原則とするこの協議会なので、彼1人でも全ての議案を否決できるのですね。

座長としては、議会の進行に大きな影響がある可能性がある、根本的な懸念を持って、きょうこれを諮っているということを理解いただきたいと思います。

高道委員

先ほどからの話を聞いていますと、やはり座長の言われるとおりだと思っております。

私たち補選組としては、やはり政務活動費という言葉
を聞いただけで、すごくアレルギーを感じるような中で、同じ同志として今までいろんなことをやってきた中で、その同志がこのようなことになったのは、まことに残念だと思っておりますし、今言われるように、このルールづくりの中で、全くそういった意味ではふさわしくないと思っておりますので、私もどちらかとい

ったらやめていただきたいと、この会からも出ていってもらいたいという思いでございます。

副座長

皆さんの御意見を聞いていまして、まだ私以外にしゃべっていないのが1人おりますが、総意というのは図られているのだろうと思います。

木下さんには、最初に選挙に出たときの気持ちをもう一回思い出してほしい。あなたは市民から負託を受けて議員になって何をしたかったのか。自分がしてしまったことに対してどう責任をとるのか。あなたはまだ若いから、しっかりと反省をして、市民にもう一度選んでいただけるようにこの後努力をして、次の選挙でぜひとも勝ち上がってこられるのであれば、そのときは仲間として迎え入れたいと思いますが、今の時点では到底そういう立場にない。諸先輩方の意見をしっかりと胸に刻んで、早々に、この検討会だけでなく、御自身の出处進退をしっかりと決められて、新たな、まだ人生長いですから、出直していただきたいと思います。

何せ、この件に関しては、皆さんがどういう思いでいるのかというのをしっかりと受けとめていただいて、そうすればおのずと答えは1つしかないかなと思います。

座長

先ほどからお話を少しさせてもらいましたけれども、この運営に当たって、木下さんがまだ議員辞職をされていないということであれば、これはやはりこの会を運営していくに当たっては、今後も協議には参加をせず、一切一任をするという、最低限それぐらいの潔さがあるしてほしいというのが、私の座長としての思いであるということ、皆様にも理解をいただいているのではないかというふうに思っております。

どう計らうかということなのですが、当然、今、誰もが一刻も早く辞職をしろというのは、今さら聞くまでもなく、全員の総意であると、これは間違いないと。検討会の構成員としてふさわしいと思う方、いらっしゃいますか。

(発言なし)

いないですね。

では、改めて伺いますけれども、構成員として認めるべきだと思われる方、いらっしゃいますか。

(発言なし)

大丈夫ですね。

要は、法的に云々という話ではありましたけれども、根本が違うということを皆さんにわかってほしかったのです。法に従って法に従ってと言うのだったら、あり方検討会、今後議論をしていきますけれども、僕はこれ、やる必要ないと思う。

ですから、もう一度皆さんに諮るのは、木下氏を、大事な市民の信頼をもう一度かち取るということに懸命に闘ってきたこの3年間ですけれども、さらにマイナスからスタートしなくてはいけなくなったというこの現実を、本当に悔しい思いで見ている多くの市民の方に僕らが責任をどうとるかということでもありますので、何人かの方もおっしゃいましたけれども、私は今、本人の話聞く思いは全くございません。

あえて言えば、御本人はみんなにこれを付託するということをしつかりと決意さえしてもらえれば、それをもって今後の運営に私は諮りたいというふうに思って

いますので、一切一任をするということによろしければ手を挙げてください。

木下委員 私ですか。

座長 あなたですね。

木下委員 わかりました。(挙手)

座長 それでは、これで皆様にお諮りをしたとおり、本人の意思を尊重して、この検討会に対しては、今後どんなルールが決まっても必ずそれに従うと、これは辞職云々ではないですよ。あくまでも政務活動費の運用に当たって、一切それは一任をし、ルールに従うということで、この協議会の構成員からはみずから外れるということによろしいということ決定しましたので、退席をしていただいて……、よろしいですかね、運営上。

村上委員 今の結論からいくと退席せよということになりますが、一旦休憩をとっていただいて、私は座長から彼に対して説諭するということがあってもいいのかなというふうに思いますが、いかがなものでしょうか。

座長 今、思いは十分皆さんの思いとしても伝わったというふうに認識をしておりますので、対面して話をするような……。

村上委員 今、この場で退席を認めたのであれば、それでいいと思います。

座長 副座長、いいですかね。

大島委員 退席をしなくても一切一任をするということでやられるのだったら、退席をさせるべきではないし、むしろ彼をメンバーから外すかどうかということ協議するべきではないでしょうか。彼の発言というか弁明も聞いてあげてほしいなと思います。

村上委員 逆に、弁明を聞く必要がないから、休憩をとって説明してくださいということを私は申し上げているのであります。

座長 先ほど皆さんに諮ったとおり、ふさわしくないと。本人も一任をするということですので、私としては本人がこの構成員として辞退をしたということで、納得をされたということですので、構成員からは外すということで、その一任を受けたという結論を先ほど出したので、これを今さら蒸し返すつもりはありませんので、木下委員は退席していただいて結構です。

〔木下委員退室〕

座長 それでは、これより協議事項に入ります。本日の協議事項は、お手元に配付のとおりであります。A4の資料については、各会派から挙げられた運用指針上の課題と対応案と、その賛否について事前に各会派に照会した結果を示しております。今後の進行としましては、皆さんのお手元にあります課題と対応案を見ますと、例えば事務手続や広報誌についてなど、ある程度は分類できるかと思い

ますので、類似した課題ごとに進めていただきたいと思います
と思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長 まずは、今回、事務手続について挙げられているもの
を取扱いたいと思います。

副座長 一言だけ、入る前にお伝えしておきたいことがあるの
ですけれども、よろしいでしょうか。

私も初めて副座長という任をいただきまして、事務局等々
とこの協議に臨む前に、いろいろな形で資料の整理であつたり
意見の集約というものをさせていただいています。

先ほど木下委員も提出は遅れたとありましたが、残念ながら、
会派光及びフォーラム38さんは意思表示がないし、議題の
提出が遅れたということでありませう。

一般社会のルールとして、期日厳守は当然のことでありまして、
これが議会かと言われるようなことは、厳に今後慎んでいただ
きたい。

その上で、私も先般、人生にかかわる大事な手続が1日遅れた
ことによって認められなかったという相談を1件受けました。
そのときには、どうしてもその期日は守らなければいけない
ということを本人にも諭して御理解をいただいたわけであり
まして、当検討会においても、今後まずないこと、そして、
後日提出された案件については、さきに出されているものと同
様に扱うことはできないということで、これは会派、全員が一
致した意見でありますので、取り計らいについては、このテー
マについては、今後全ての議題

が終わった後に、それでもするかどうかというところで御理解をいただきたいなと思いたしますが。お願いします。

座長

すみません。私のほうからも、今、皆さんのお手元に配った書類、事前にそれぞれの会派の方にも、もしかしたら事務局から報告があったのかもしれませんがけれども、今、副座長にフォローしていただきました。それは、私のほうから報告をするべきでした。

フォーラム38と創政改拓が遅れたということは、先ほど創政が遅れたことは言いましたけれども、フォーラムさんも若干遅れたということで、ちょっと別扱いの枠というふうになっておりますし、何よりも課題と対応策等についての提案が、そもそも光会派さん、本当に期限が切れていた、その翌日に連絡をいただいた経緯も十分わかっているのですが、やはり副座長おっしゃるとおり、本人さんたちも十分それは理解していただいておりますので、優先順位は変えさせてもらうということでこの表になっております。御理解をお願いいたします。

その上で、島さん、何かありますか。

島委員

一言謝罪を。

このたびは大変申しわけないと思っております。社会人というよりも大人としての常識を逸脱して、提出していなかったという事実を知ったときには血の気が引く思いでありました。

今回、資料に載せていただいただけでもありがたいなと思っております。それに対して、意見まで返してくださった会派もあること、大変感謝しております。

どうもすみませんでした。

座長

今後、進行としまして、皆さんのお手元にあります課題を見ますと、例えば今ほど、途中になりましたけれども、事務手続、また広報誌について、ある程度分類できるもの、そういった意味できょうのテーマとしてちょっと反転をさせてもらいましたけれども、これを事前に配付させていただきました。

まず、今回のこの扱いについて、該当するもの、きょう、とりあえずどこまでできるかわかりませんが、自民党さんから3つの項目をいただきましたので、順に、自民党さんですので、提案者のほうからのお話をいただいた上で協議をしたいと思います。

それでは、ちょっと待ってください。注意事項がある。課題と対応について挙げられた会派から説明をしていただき、それに対して賛成以外の会派、これは「×賛成できない」、「△現段階では判断できない、どちらでもない」、現段階ということだと思えます。そうした会派からも順に御意見を伺っていきたいと思いますので、よろしく願います。

この進行の仕方でいいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長

それでは、まず1つ目になりますけれども、自民党委員さんのほうから1番目の内容の説明をお願いいたします。

江西委員

私のほうから説明させていただきます。

まず1番目ですけれども、現在、視察などに複数の議員で行く場合に、参加議員が事前申請書をそれぞれ作成、文字どおりしているわけであります。

視察の日程や行程、目的、内容、支出予定額は同行者で差がなくて、むしろ1人代表して、コーディネートをしている議員がほとんどこの話をつけてきますので、そこで違う内容が書かれることは、まず仕組み的にないものでありますので、それに対して、対応として、代表が作成して一括して事前審査を行えるようにして、事後報告書は当然ながら個々の議員として捉えた視察、調査活動の内容、市政への影響、反映、成果等、これはそれぞれ違うと思いますので、それぞれが記入して、現状どおり個々で作成するという事にすればよいのではないかと思います。事前申請書はコピーして、参加した議員の事後報告書に同様に添付しておけば、これは市民の方がそのままネットで公開されたものを見ても、概ね何の違和感もないものと考えますので、これは効率的な観点から、ぜひそうすべきというふうに思いますが、いかがなものでしょうか。

座長

自民党さんはそういった意見ですが、これはほぼその説明どおり認識をして丸をされた会派の方々、いや、そういう意味だったら違うという方はいらっしゃいますでしょうか。

ここ、社民さん、共産さん、誠政さん、光、維新の方、フォーラムさんもあれですけども、丸にされていまずけれども、これは内容を理解されてということでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

座長

そうしますと、明確なバツをしているのは、公明党、自民クラブですので、自民クラブの。

村上委員

つくった当時の座長と副座長がバツをつけているわけではありますが、これはどういうことかという、江西委員がおっしゃるのはわかるのですが、私は当然、複数で行くということは賛成でありますし、場合によっては全員行っても私はよろしいというふうに思っています。

ただ、それぞれの意見、あるいは感想を持って帰ってくるわけですが、事前にしっかりと問題意識を持つ、何が課題なのかということそれぞれの議員が持って行ってもらわないと困るわけです。

コーディネートする人はこれを見に行っていきたいということはわかります。しかし、それと同等の意識をそれぞれの議員に持っていたきたいということで、事前審査が必要だということで事前審査を入れ込んだわけです。

そういう思いで事前審査が必要だということを決めましたので、それを覆すという理由にはあまりない。もうちょっと意識を持って行っていただきたいと、個人一人一人がですね。そういうことで、どうしてもこれは外すわけにはいかないのです。そういう思いです。

座長

意見を伺いました。

公明党の意見として申し上げますけれども、事後報告はそれぞれ皆さん同様に、自分の意思で、それぞれの所帯もあらうと思えますけれども、やはり結構変わった意見といいますか、思わぬ観点で総括をされているというのは、これは委員会等でも十分あり得ますので、そういったことを鑑みても、確かに、ぶっちゃけ面倒だということもあらうと思えます。同じよう

に、ただコピー、丸写しするだけではないかと。うちの4人の会派でも、ある意味では理解できないことではないのです。

ですけれども、面倒ということではないのだろうと思うのですけれども、やはりそれを一つ一つ、行程も自分で、僕らの会派としては面倒なのだけれども、やはりそれを努力して行って、余計な時間がいっぱいかかるのです。だけれども、やはりこれを続けてきたことの一つの自分たちの、いい意味で成長はあったかなというふうに4人が4人とも思っているわけです。ですから、あえてこれは強固に反対するのもどうかと思ったのですけれども、やはり今の時点で無理に委員会レベルに、表現が悪いのですけれども、下げる必要はないのではないかというのが公明党の意見でございます。

副座長

今回、私は副座長ということで、自民党会派内の意見の取りまとめもさせていただきましたので、一言申し添えますと、これは全会一致のルールをつくるということですので、自民党としては、この中のどなたかが反対をされた場合に関しては、それはそれとして受けとめる、しっかりとそういったルールを守っていく立場であるということは1つです。

もう1つ、この件に関しては、今言われたことで大変よくわかる反面、私たちの会派が非常にほかと突出して人数が多い。皆さんはあまり大会派の中身がどうなっているのかというのはわからないかもしれませんが、決して行き先や、よくわからないけれどもメンバーで視察に行こうという人はいなくて、やはりそれにしっかりと興味があった人が手を挙げて一緒に行くというような取組みになっています。

ですので、事前に勉強ができていないというようなことであつたり、事前審査書を書かなければ知識が足りないということはまずない状態で行くということは、皆さんに御理解をいただきたい。

その上で、私たち議員の仕事が一体何なのかということ考えたときに、例えば同じ行程表をつくって、同じ稟議書をつくることも、ひとつ大事なこともかもしれませんけれども、しっかりとそこに関しては使いやすく、成果で市民にお応えするという姿勢から、こういった提案をさせていただいています。

今回は成案にならないということですので、それは構いませんが、ぜひとも今の御説明で御理解いただけるものがあれば、後日でも、変われば、また議論していただければというふうに思います。

座長

一応、公明党の意見、座長として、それから副座長としての意見もございましたので、そういった観点から両サイドの意見を聞いて、意見を変えるという方がもしあれば、挙手いただきたいと思いますが。

金井委員

私、今後のあり方検討会の立ち位置というのは、ちょっと久保副座長に悪いけれども、議員というのは判こが幾つあるから大丈夫だとか、こういう役所的なことからずれていいと思うのです。

議員の自主性、自覚、そしてそれがそのまま公開して、自由に、そして活発にやるのが本来の議員のあり方であつて、こういう簡素化にするというのは、このあり方検討会のこれからの1つのテーマというか、道ではないかなと思っています。

ですから、簡素化できるものは簡素化するというのが私の意見であります。ですから……

座長 意見を変える方の挙手を求めたわけですので、変えていない方の意見は十分わかっております。当然、しっかりとした政務活動を行うというのは大前提ですので、その上で簡素化、まさに今、言葉がありましたけれども、今改めて簡素化の必要性があるのかどうかというのが今問われているわけですので、変える必要もないという結論で賛成の方ということで理解をいただければ、このまま……。

赤星さん、どうですか。僕が言っていること、何かぐちゃぐちゃかな。赤星さん、いいですね。

赤星委員 はい。

座長 要するに、意見を変えることはない、簡素化には賛成だということですね。

江西委員 座長、1点、確認させてください。

そうしますと、例えば、私どもの会派では、とはいいいながら全員同じ文書なわけですが、事前申請は。それぞれ打ち込んでいるという作業をしているだけで、同じ。公明党さんの場合は、それぞれがやはり内容、事前審査は違うということでしょうか。

座長 そうです。やっぱり自分の意思でもって、同じ箇所を見ても、思いが当然違う場合もあります。自分は賛成だ、もしくは自分は反対だけれどもという思いを持って実は行く場合も当然あっていいと思うのですね、同じ視察項目ですけれども。だから、そういう……

橋本委員 反対だけれども行くというのは。

座長

反対って、要するに内容によりけりですよ、もちろんね。それは、あくまでも目的の違いという意味で言ったわけですので。

いずれにしても、この件については、冒頭から申し上げましたとおり、全会一致でなければこのままいくということに賛成ということを取りつけることが大事ですので、それを理解していただきたい。

返す返す申しますけれども、座長はこういう進行をやるのです。全会一致ということの一つ一つ丁寧にやっていくというのが大事なので、ですから、そういった意味で、ちょっと時間はかかったかもしれませんがけれども、大事な発言は当然阻止するつもりは毛頭ございませんけれども、これをあえて変えることに賛成をせず、このまま今回はこういったお話もありましたけれども、現状どおりに賛成ということでよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長

では、そのように決定をいたしました。

それでは、2点目について、これも自民党さんのほうから説明をお願いします。

江西委員

手短にお話しします。これは見てのとおりでして、同じ視察先に行く際に、事前に旅行代理店でとれば問題ないのですけれども、切符を富山駅で発行してもらう際に、領収書をそれぞれが今のところ添付しなければならないということで、私もたまにプライベートで並んだことがありますけれども、多くの方が次に来る新幹線に乗ろうとして行列をつくっているところ

で、一人一人が領収書を書いてくださいと言っている作業が、これは私どもの会派の、これ、まとめてやっても同じように証明できることなのですから、それをあえてばらばらですること、大変普通の市民の方に心配をかけているような行為というか、大変幼稚と言うと失礼なのですが、これ、反対されている会派が2つあるので。これは逆に、どうしてこれに反対なのかという意見を率直に早々にお聞きしたいなというふうに考えるところであります。

座長 それでは、社民党さん。

東委員 そもそも領収書は会派の何人かですけれども、会派の議員誰々、個人名で事前の審査も出しております。

したがって、報告事項もしっかりと領収書はそれぞれ個人に対してということで書類を仕上げていくというのが原則だというふうに思います。

また、みどりの窓口で個別にということですが、事前審査を出す段階で、それが通れば事前に切符を購入できるわけですから、あえてみどりの窓口に並ばなくても、旅行社に注文すれば、そのまま旅行社から領収書もいただけますし、何でわざわざみどりの窓口ということになるのか。社民党会派は、ほぼ旅行社にお願いしているので、そうすればいいと思います。

座長 公明党としても今ほどの意見と全く同様、逆に、江西委員の言う意味が私たちには理解ができなかったというのが。

要するに、私どもは事前に窓口で領収書をもらうと

いう行為は一度もしたことがないものですから、確かに4人といえども窓口でやればそれなりの時間がかかるのだらうと。

今、うちは旅行会社等に事前に1人1つの領収書を持っておりましたので、この問題提起の意味がよくわからなくて、この対応案を読んでも理解ができないので、これは反対ということにならざるを得なかったのですけれども、自民党さんの意見も聞いて、共産党さんとかも同じ、自民党の意見をわかって賛成しておられるのでしょうか。

赤星委員

私のところは、共産党会派は2人ですので、並んでも自民党さんのようにたくさんにはならないのですけれども、ただ、事前に旅行代理店に必ず頼めるかという、そうでもない場合もあります。

私たちはそれぞれ窓口で買ったりしていますが、1人分であっても何々会派誰々、富山市議会何々の誰々と書いてもらうことさえ後ろに気兼ねしますので、自分の分まで回ってくるまでもいらいらしているわけですので、時間がないところで。ですので、これは簡略化、簡素化したほうがいいと。

座長

公明党としてですけれども、どうしても理解ができないのは、それこそ、先ほど来、皆さんがいろんなところで発言されているとおり、社会人として、個々人が自分の責任で視察に行く、何十人一緒だらうが何だらうが。さっきから言っているように、1人ずつが自分の意思で動くわけですので、当然、社会人として自分の領収書を自分でとるということはあっても、それは一般市民の方が、それを何やっているのだと、むしろ誠実にやっているのではないかと、そういうような

イメージも、どうしても拭えないものですから、すみません。

副座長

まず、第三者委員会があったときには事前審査にある一定の時間がかかったケースはありますけれども、今だと第三者委員会がなくなったことで、いい面としては、例えば会派の審査がしっかり通れば、前日からでも視察に行けるということに、申請しても行けるようになります。

タイムリーな活動ができるようになったことは大変いいことだと思いますし、私たちの会派では、できるだけ宿泊しなくていいときは宿泊しなくていいではないかということで、日帰りで帰ってくるケースも多くあります。東京日帰り視察というのがありまして。

その場合、まず旅行会社に対して頼む時間があるのか。さらに、日帰りの場合は今までと違って、宿泊とパックになっていなければ、旅行会社の中には、JRの発券だけの依頼は負担になるのでやめてほしいとお断りされるケースも出てきております。

そういった中で、どうしても行かなければならないと。どのタイミングで行っても、みどりの窓口には行列があって、大変長いのです。

「富山市議会自由民主党何々」という領収書を5枚書いてくださいと言った時点で、やっぱり後ろで待っておられる方のスタンスは、いや、真面目にやっているねではなくて、市議会は一体どうなっているのかと、市民がこれだけ待って、次の新幹線に乗らないと間に合わないのに何をやっているのかと。ほかで会社で行かれる方はカードで買ったり、名前を書かずにそのまま上がっていかれる中で、市議会だけが異質な行動を今とっているというのは、これは大会

派ならではの悩みでありまして、どうかここについては御理解をいただいて、しかも、そもそも言えば、会派に支給されているものですから、個人に特別シフトしていく必要もないのかなと。

あとは、誰が行ったかは事前の申請でも事後の申請でも、証拠書類を見ても、誰が行ったかというのは明確にわかりますので、この点において誰が行ったかわからないようなものが計上されているということもありませんので、ここはどうか社民党と公明党さんには御理解をいただいて、成案にしていだければと思います。

座長 自民クラブさんは丸でよろしいですね。

村上委員 はい。

座長 今ほどそれぞれのお話を伺って、大会派の方の思いというのが今初めて理解できましたので、それで本当にスムーズに行くのであれば、公明党としては、全くそういった経験がなかったという、多分これ、社民党さんも同じだと思うのです。旅行会社でやって領収書もきちんととれるし、大会派の方も当然そういうふうに行っているという思いでいたのが、現状はどのような御苦勞をされているということを、ようやく今、イメージがやっとできましたので、それでスムーズにということであれば、これはあえて公明党としましても、むげにこのままいけというふうに思うものではありませんので、これは賛成に回ってもいいかなというふうに思っております。

社民党さん、どうですか。

- 東委員 社民党が経験していない事情があるということはわかりました。1泊などが伴えば、当然旅行社でパックを頼むことにということになるので、その場合は必ず領収書、個人個人とかという縛りはまだ必要だというふうに思います。日帰りで、あくまでもJRの窓口だけということではなくて、宿泊が伴えば、それは個人個人の領収書。
- 座長 今の問題点は、これは旅行券のことでよろしいですよ。宿泊代のこととつながっているのですか。
- 副座長 いえ、これはあくまでみどりの窓口で購入する場合があります。
- 座長 ですよね。
- 江西委員 では、今の意見は、合っているのではないですか。
- 座長 今、この課題からそれて、パックの話になるとちょっとややこしいかなと思うので、とりあえずみどりの窓口で一々名前を書かせないということについては、そういった御苦勞が現実にあるのであれば、それを、どういうふうに決めたらいいのでしょうか。
- 村上委員 東委員が言っておられるものは、宿泊が伴えば旅行社を通せるだろうと。旅行社を通さないところについては、みどりの窓口は理解できるから、これでいいのではないかと。
- 座長 そうということですね。1泊伴えば旅行会社を通せるのですか、自民党さん。

副座長 現状は1泊が伴う場合は、基本的に旅行会社を通しております。その場合は、当然各議員ごとに旅行会社さんに領収書を用意していただいております。

座長 ありがとうございます。よく理解できました。
では、あと東さん。ほかの方はそれで賛成ということ
でよろしいのですね。

(「はい」と発言する者あり)

東委員 だから、この文章だけではまだ不十分なので、ちゃんと1泊は1泊ということも入れていただかなければ。

(「宿泊を伴う場合」と発言する者あり)

東委員 宿泊を伴う場合は領収証が必要。

(「伴わない場合。日帰りの場合ということ」と発言する者あり)

村上委員 そうではなくて、1泊しようがしまいが、旅行社を通すことができない場合についてはということでしょうか？

東委員 そういうことであれば、それでいいです。

座長 文言として、これを今度は運用指針に反映をさせなくてはいけない内容になっているのかな。運用指針上、運用指針を文言として変えないといけない点があるのですか。今の運用指針では、自民党さんのようなやり方しかできないということになっていませんか。

副座長 そんなことではなくて、1点だけ。みどりの窓口で購入する際にこういう対応ができるということで御理解、御賛同いただければ、旅行会社の話、旅行会社を通すときは当然個別で領収書をもらう。みどりの窓口で購入する場合には、一括のものでもいいということで。

座長 なるほど。みどりの窓口は一括というのは。

村上委員 そういうふうに取り取れば。

副座長 そういうふうな意図で。

座長 現状、みどりの窓口で自民党会派計7名という領収書を、でも、そこには名前を列記するわけですね。

副座長 今は1枚ずつ7枚発行して。

座長 7人を列記してもらって発行してもらえれば1人分で済む、ある意味では時間は。

副座長 名前まで列記しなくとも、「富山市議会自由民主党」という領収書で。

座長 なるほど。これは運用指針にうたわないといけないような内容になっていますか。
運用指針の49ページには、現状でも会派及び議員名というふうになっていますので、誠実に、多分今まで自民党さんは、より厳しくということをやっておられてそういう状況だったのだらうと思います。また、

例としてここに書いてあるからね。「会派(□□議員)」というふうに書いてありますので、あくまでもこれは例であるので、会派名のみでもオーケーというふうに理解できるように明確にすればいいのかな。例は例ですのですね。この文言を変える必要は、あえて……。

(「個人名は、書かないといけなかったはずですよ。これだけではだめ」と発言する者あり)

- 座長 わかりました。
いずれにしても、文言についてももう一度検討しまして、次回報告いたします。ただ、思いは皆さん賛同ということで、東委員もよろしいですね。
- 東委員 みどりの窓口で買わざるを得ないということであれば。
- 座長 公明党もそのように賛成をしたいというふうに思っております。
次、3点目についても自民党さんですので、説明をお願いいたします。
- 江西委員 これは見てのとおり、大変時間がかかるようですので、少額なものは事前審査をする必要があるのか、省いて事後審査だけでいいのではないかというのは、これは一般的な、例えば民間企業であってもそのようなだと思えますし、これは、例えばうちの会派なんかはまだ比較的自分たちでしっかりしていますけれども、ほかの会派も考えるとなかなか大変な、厳し過ぎるというのも変ですが、そのいい表現を軽くするのではなくて、あえて少額なものまでも事前審査する必要がありますかということでもあります。どこかで枠

をつければいいのではないか。設定を。

座長 社民党さんと自民クラブさん、三角ですので、丸の方は、その趣旨は理解されているということでしょうか。

橋本委員 そうしたら、上限はどれぐらいと思っておられる形なのですか。

座長 要するに、少額の定義ですよ。

橋本委員 そこで丸かバツかというのが分かれてくると思います。

副座長 それは皆さんの御意見を伺って。

座長 そうしたら、とりあえず三角の方の意見を聞きたいと思いますが、社民さん。

東委員 社民党も2枚目のほう、同じ内容を書いております。社民党のほうは、コピー代や文具代などで少額の支出、概ね1,000円未満が妥当ではないかということで、金額を提示しております。自民党さんの案は少額ということで、この少額の定義がわからなかったのが三角ということでもあります。

座長 そうしたら、とりあえず三角の自民クラブさん。

村上委員 今1人でやっておりますが、特に不都合を感じておりませんので、どちらでもいいです。

座長 公明党としても、少額の定義が不明確ということが

一番大きな問題だというふうに認識をしております。今、この定義の議論をするのが本当に、大変申しわけないのですが、先ほど冒頭に大きな、構成員の減を挙げさせてもらいましたけれども、やはりもう一度3年前の原点にどうしても返らざるを得ないというのが私は拭えませんが、やはりここまで厳しくやるのかと、本当に面倒なことも含めて実践をしてきまして、本当に今一つ一つ、確かにこの2番目はわかりますけれども、3番目の事前審査を、苦しいけれどもしっかりとやっていくと。

もっと言えば、少額のもの等については、私どもも事前審査をせずに当然自費でやっているというのがほとんどですので、本当に鉛筆1本云々とかというように、市民の理解を得ていこうと、自発的に富山市議会議員団がルールをつくって、そのルールがどこまで、政務活動費としては十分全国的に当たり前で認められるのだけれども、あえてずっと、万が一にも疑われるようなことがないというようなところで線を引いてやっていこうというようなかんかんがくがくの議論をやってきたというのが3年前だったのですね。

ですから、そういった意味で、どうしてもこの3番目については、少額という曖昧な、では、ある家庭にとっては500円でも、それこそ共産党さん等もよく言われますけれども、教育関係費の給食代云々だとかと同じように、本当にどこで線を、1,000円ならこれはいいか、チェックしなくていいのかと。僕はここがどうしても納得できないので、あえて今、これを、表現は悪いですがけれども、冒頭おっしゃいましたけれども、緩めるということが今本当に求められているのかと、市民が。市民の目でそうせよということについて、やっぱりここはバツにせざるを得ないというの

が意見ですが。

赤星委員

今、座長のお話しの中で、公明党さんは、私どもは事前審査をせずに少額なものはほとんど自費でやっておりますと。

座長

ほとんどというか、要するに突発的なものについては、できるだけ一緒に合算できるものについては、当然事前に、文具費等も申請をしています。

要するに、低額のものというのが、申しわけないですけども、ある程度まとめて審査をしてというやり方をやってきていますので、低額というのが、1,000円に満たないものであれば政務活動費で、表現は悪いですけども、ちょいちょいと買ってもいいのだというような構図に見えるものですから、どういった支出の仕方ができるのかというのは、僕にはイメージができないということで、そういったものは当然自費で賄わざるを得なかったというのがあります。

だけども、後からありますけれども、コピー代とか、そういったものもあります。

橋本委員

座長の思いは、本当によくわかります。当時、いろんなところで、あり方検討会でかなり議論したところであると思います。

私も丸にしましたが、使い道、使い方、こういったものに関してのものは、この4年間は緩めるべきではないかなと、やはり私も思っていますので、先ほどの事務手続の話ではなくて、これはお金を使うということですから、この4年間このまま現状維持でいくべきかなと思っています。

座長 誠政さん、バツですね。

副座長 成案にならないという前提で、1つ皆さんと共通認識を持ちたいなと思っているのは、私は特に本選からの1期生でありまして、このルールづくりにも参加しておりません。

1つ皆さんに御理解をいただきたいのは、簡単にしたいとか、楽をしたいという話ではなくて、例えば消しゴムを1つ買う、ホチキスの芯を1つ買うために業者から見積もりをとって事前審査をして、それを今度、事後申請もして何とか精算をするという流れが本当に私たちがやるべきことなのかどうなのか。

疑われないということは、消耗品を買ったことが問題ではなくて、もっと違うことで疑われていたわけでありまして、本質的に何をどれだけ買ったのか、その数が著しくおかしいのではないかというものがわかりさえすれば、私は十分使い勝手としてはそれでいいのではないかなと。

ただ、ここに関してはルールをつくられた経緯等々が皆さんの中にありますので、今回、この期間内に緩めてはいけないということであれば、当然最初から申しているとおりに、自民党としてはそれを尊重すると。ただ、実際に使ってみて、必要なものを手にするために、余りにも過度な負担をかけ過ぎることについては、皆さんこれから一緒の目線に立っていただいて、今後チェックをしていっていただければいいのかなというふうに思います。

私が、ここで折れて帰ったら会派で何か言われるかもしれませんが、皆さんの御意見を尊重するという約束でここに来ておりますので、そういう形で。

座長 提案者側である自民党さんを代表してお話がありましたので、改めて大きく議論をする必要はないと思いますけれども、その上で、赤星委員、何かありますか。

赤星委員 今、久保副座長がおっしゃったとおりで、まだ折れる必要はないと思います。
文具とか事務費は、そもそも疑われたのは、買ってもないプロジェクターとかパソコンとか、そういうものを架空請求していたというのがあったことですよ。おっしゃったように、消しゴム1つ、ホチキスの芯1つ、それは何かを買いに行ったときに、これも要るのだった、これも要るのだったといって、細かいものを追加で買うこともあると思うのです。
そういうものを一々見積もりをとることはできないし、かといって、しょうがないから自費で負担しておくというのも、それも政務活動費のあり方として、本来使えるものなのに自費で使っているということは、市民の皆さんから見たら、それに請願でもそういうことが指摘されました。
ですので、やはりそこは事前審査なしでもオーケーできるようにすべきだと思います。
しかも、見積もりを定期的に、こういうファイルですとかコピー用紙ですとか、こういうクリップですとか附箋ですとか、定期的にカタログを見て値段を、見積もりを添付しているわけで、以前でしたら、地元のお店で買えたわけです。ところが、地元でなく、そういう大手のそういうところで政務活動費を使うようにしかできなくなっている現実がありますので、そういうところも考えて、反対の方も賛成してほしいと思います。

座長

公明党としての意見ですけれども、当時の議論も、やはり赤星さんおっしゃるように、共産党さんはここまでやらなくてもというようなお話はあちこちであったかと思います。

ですから、私はあえて皆様に当時の状況をお伝えする義務もあるなというふうに思って、問題提起として一つ一つ、本当に市民の方が、要するに本当に庶民感覚で、そんなものまで政務活動費として使っているのかというような声も僕には聞こえるような気がしますので、ここはあえて厳しくという思いで、一つ一つ議論をしてきた経緯があったように思いますので、うちとしても、当然今、赤星さんがおっしゃるように、共産党さんと同じように、ある程度、最低限消費しているものは大体見えてきていますので、定期的にこういったよく使うものについてはパッケージ的に書類をとって事前審査をして通してきたという、この2年間やってきていますので、ちょっと議論が平行線のままに終わるような気もします。

金井委員

変えます。

先ほど申しましたとおり、今後のあり方検討会というのは、議員一人一人の責任を多く持つべきだという考え方に変わりはないのですが、現時点においてまだこの政務活動費というのは沈着したと、そういう認識はありません。

ですから、私は丸にしたのですが、現実的にはこれはバツに。

座長

バツでよろしいですね。

光さん、翻意はありませんか。このまま丸ですか。

(「バツ」と発言する者あり)

座長 バツですね。
ごめんなさい、人の声だった。大変失礼しました。代弁か。

島委員 この会当初からの座長の思い等をお伺いし、さらにきょうに向かって、過去のあり方検討会の議事録を読み返したところ、当時、私はこの口が何度も何度も完全性悪説に立っているという言葉を使い続けておりました。
ところが、今振り返って自分を見ると、かなり性善説になっているなという反省に基づき、今の議論の流れも考えまして、バツということで。

座長 自民党さんは、副座長が代表して、これについては強固に丸を押し通すものではないというお話でしたので、三角ないし、バツでも結構というお話でしたので、それについて自民党さんの、どうしても丸でないといけないという方がいらっしゃいましたら挙手をお願いします—いませぬね。

副座長 内心は丸なのですよ。皆さんの意見を受け入れるということで。

座長 久保委員はそうおっしゃっていますけれども、ほかに、内心は丸ですか、自民党さん。それぞれ。
自民党さんも当然、前回のあり方でも、相当それぞれ、同じ会派でも議論をしていく中で、それぞれ意見が違っていたのが、前回というか初回ですね、初

回のころは当然ありました。同じ会派だから全く同じ立場に立つということはありませんでした。何度も言いますけれども、協議をしていく場ですので、個々人が一議員として、会派の枠を超えながらも、ともにより市民に納得いただけるような、そういったルールをつくろうという思いがあったがゆえに、それぞれ意見を言い合う中で翻意するという方も当然いらっしやったのが事実です。

これも踏まえて、自民党さん、個人としては丸だとおっしゃる方—3人ですね。わかりました。

共産党さんは丸ということですので、全会一致となりませんので、これについては現状どおりということにさせていただきます。

続きまして、予定どおり、あと2つやってよろしいですかね。

社民党さんの1つ目のコピー代云々、こちらについて社民党さんのほうでお話をお願いいたします。

東委員

概ね今の、自民党さんのあれが否決をされたということなのですが、社民党は先ほど申しましたが、細かい少額のもの、概ね1,000円未満のものであれば、事後審査のみでいいのではないかとということがあります。

座長

これについて、自民党さんはバツをつけておりますけれども、この辺についてはどうでしょうか。

副座長

私たちが主張したのは消耗品のみでありまして、コピーについては何をコピーされているのかわからない、ほかの地域で配るいろいろな、何の資料かわからないようなコピー費が含まれる可能性があるということ

で、消耗品についてはオーケーだけれども、コピー代が含まれるものについては承服できないということです。

座長 わかりやすいですね。ですから、多分、何をコピーしたか、要するに本当に疑われる余地があるようなものは、当然それを証明するための書類を、当然それは社民党さんも一番よくわかっておられるものだから、こういった事例まで載せているのだろうと思うのですけれども。

島委員 先ほどの流れでバツにさせていただきます。

金井委員 バツです。

大島委員 結構でございます。きょうは一任でございます。

座長 一任ですか。きょうのところは一任でいきますか。

大島委員 はい。

座長 大変失礼しました。
そうしましたら、意見の一致がございませんが、社民党さん、意見変えますか。

東委員 いろんなコピーがあるのだなということなのですが、私は実際に政務活動、例えば調査とかでしたもの、枚数も少ない状態なので、大量にコピーということではないので、1,000円ということなので、という意味合いです。

座長 先ほど述べているとおり、きちんと証明ができて、全く疑う余地がないということを立証しなくてはいけないという厳しい立場をしっかりと明確に持って、あくまでも市民から疑われるようなことがあってはならないという思いで、皆さんはこの意見を改めて丸からバツにされた方がいらっしゃるということだと思います。共産党さん、ごめんなさい、意見を聞いていなかったかな。

赤星委員 自民党さんと同じで、文具代についてはいいのですがけれども、コピー代は何をコピーしたかがわからないというので三角にしました。

座長 では、バツでよろしいですね。

赤星委員 はい、コピー代は。

座長 社民党さん、もう一度伺います。

東委員 皆さんがバツということであれば。

座長 全会一致でバツということになりました。
2点目について、社民党さん、お願いします。

東委員 セミナーや視察等に参加した際に、参考資料となる出版物を購入したときは、事後審査により支出可能となるように見直すということで、以前、視察に行ったときに、現地で参考になる書籍があったと、そこは発行元でもあったので、しかも割引で買えるということなので購入しました。
しかし、事後、それを申請したのですが、事前審査

で購入するということになっていないからだめだよということになりまして、結局政務活動費を使用できなかったと。

事前審査に載せなかったのも、書籍を購入ということ……

(「それ、どこで」と発言する者あり)

座長 ごめんなさい、挙手をお願いします。

江西委員 私どもは、はてなを打ってあるとおり、現状では経緯書を出せばいいというふうになっているものかと思えます。ただし、ちなみに、私どもがセミナーに出て本を買う場合は、みんな自分で自分の本を買って、何も申請しないというのが私どもの会派の通常です。

座長 公明党も同じ状況で、できないことはないはずになっております。ただ、やはり実際はなかなかというので、自分で買っているというのが多いかと思えますけれども、公明党的には、そういう意味ではできないことはないということで、バツにしてあります。そうしましたら、三角の方、聞きましょうか。

金井委員 私どもがこれを三角にしたのは、現状で買えるはずなのに買えないものがあつたのかなと、それが知りたかったので三角にしたのです。通常、これはたしか、行って、そのときに欲しいものは買っていいよと、後で申請すればいいと、書籍についてはということで。

島委員 同様であります。

座長 ごめんなさい、共産党さんは丸ですね。

赤星委員 現状でも、おっしゃるように経緯書を書けば出せるのですけれども、それがどこかにわかりやすく明記してあるかなと思って。現実にはさっき江西委員がおっしゃったように、それぞれ買って申請しないと、やっておられるようであれば、本来使っているものなのに、そういう自費負担があるのはちょっとおかしいなと思うので、もっとみんなが申請できるようにしたほうが。後で見る市民の方々は、この議員の人たちはこんな勉強しておられるのだなと思っていただいたほうがいいのではないかと思うので、使いやすくすべきだという気持ちです。

座長 先ほどの社民党さん、東さんの意見の中で、認められなかったという事実が、皆さんちょっとどうなのという話でしたが、もう一度そこを説明していただけますか。

東委員 2年くらい前だったと思うのですが、ある自治体、議会改革の関係で視察に行って、大変参考になる議会でまとめた本があったので、それを現地で購入したと、しかもそこが発行元だったので、1割か2割引きだったと思うのですけれども。それで帰ってきてから、この本を買ったので政務活動費を使えるようにということで申請をしたのですけれども、事前審査のときにそれを申請していなかったからだめですよということだったというふうに記憶している、そういう状況です。

座長 だめというふうに言われたのが、同じ会派の事前審査チェックではなくて、第三者機関からチェックをされた、だめというふうに言われたということなのでしょうか。

東委員 そうだったと思います。

江西委員 2年ほど前と言われたので微妙ですけども、経緯書を出すというふうに決めたのは、その後かもしれません。私がJRの無記名領収書をとってきたときの議論で経緯書を今後出しましょうと、そういった、要は間違いがあった場合ということを決めたような気がするので、僕らは3年ほどの議員生活ですけども、それを決めたのは微妙な時期ではないかと思えます。

座長 皆さんの意見、現状でもできるはずだという認識ですね。ですから、文言上、これが修正をしなければいけないのか、現状、できないというふうになっていますか。

(「できます」と発言する者あり)

座長 なっていますね。
現状、当時もこの議論はしたような記憶がありまして、だけれども、最終的にはできないことではないというようなことで、そこも認めるということで、今、具体には添付書類……、何かをつければになっているのでしたか。

(「合理的な理由が示されれば」と発言する者あり)

座長 合理的な理由と、それから何か。

(「10ページの3(イ)のほうに」と発言する者あり)

座長 10ページの3(イ)。非常に明快に書いてあるような気がするのですけれども。これでよろしいのではないですか、このままでも。

東さん、だから多分その前のことで、この文言のとおりで問題ないですね。皆さん、認識として、先ほどの赤星さんがおっしゃったように、もう一度再認識を、共通認識を持って、今後のそれぞれの会派の運営に当たっていただくということで行きたいと思います。それでは、本日のテーマといたしました5項目、全て結論を出しました。ちょっと文言の件で何か宿題を残しましたよね。

(「はい」と発言する者あり)

座長 それについては、また後ほど、次回に報告をしたいというふうに思っております。

それでは、長時間になりましたけれども、これまでの流れでよろしいですね。

それでは、本日の協議は終了いたしました。

次回は、今回同様に、協議事項を絞って協議したいと思っておりますが、協議内容は今後決めたいと思います。開催時期も今のところ未定ですが、年内に一度は開催したいと考えております。

本日はこれをもって政務活動費のあり方検討会を閉会いたします。

長時間ありがとうございました。